

第4回法整備支援連絡会資料

1 午前の部の資料

(1) 講演レジュメ

| | |
|-----------------------------------|---|
| 竹下守夫 駿河台大学学長, 一橋大学名誉教授 | 1 |
| 森嶋昭夫 財団法人地球環境戦略研究機関理事長, 名古屋大学名誉教授 | 2 |
| (2) 「質問票に基づく問題分析の報告及び問題提起」の資料 | 3 |

2 午後の部の資料

パネルディスカッション第一部の資料 — レジュメほか —

| | |
|---|----|
| 坂野一生 元長期専門家 (カンボディア) | 7 |
| 工藤恭裕 長期専門家 (ラオス) | 9 |
| 市橋克哉 元長期専門家 (ウズベキスタン) | 12 |
| 山下輝年 国際協力部教官 (インドネシア) | 17 |
| 河津慎介 長期専門家 (ヴェトナム) | 18 |
| 中野 武 JICA アジア第一部次長 (アジア諸国全般—ODA 実施機関の立場から) | 19 |

3 その他

| | |
|---------------|----|
| 各機関の調査票に対する回答 | 20 |
|---------------|----|

(注) 本会の開催に当たり, あらかじめ法整備関係機関に調査票を送り, その回答を取りまとめたものであり, 機関名の五十音順(「財団法人」等は除く。)に配列したものである。

※ 合計38ページ(表紙を除く。)

「カンボディア民事訴訟法起草支援と法整備支援の今後の課題」

駿河台大学長 竹下守夫

- I. 先進国としての我が国と法整備支援の意義
 - 1. 法整備支援の意義
 - 2. 国家的責務としての法整備支援の位置付け
 - (1) 政府開発援助（ODA）としての法整備支援
 - (2) 国際化時代の司法の役割としての法整備支援
- II. カンボディア民事訴訟法起草支援の実施過程
 - 1. カンボディア法整備支援プロジェクト発足の端緒
 - 2. 民事訴訟法作業部会の発足
 - 3. 起草支援の基本方針
 - (1) 起草する法典の内容：民主的法治国家の訴訟原則に基づく民事訴訟法典の起草
 - (2) 起草作業の実施方法：両国作業部会の協同作業として民事訴訟法案を完成
 - (3) 人材養成を兼ねる
 - 4. 起草作業実施の具体的進行
 - 5. 起草作業の現段階
- III. 起草作業完成の諸条件
 - 1. 作業部会の構成とその運営
 - (1) 起草に当たる人材の確保
 - (2) 全員による共同作業の必要
 - (3) 終期を見通した作業計画の設定
 - 2. 作業部会を支える周辺諸条件
 - (1) 法律用語に通じた通訳の確保
 - (2) 現地派遣専門家の熱意と責任感
 - (3) 人材養成のための研修との連携
 - (4) 事務局体制の確立
- IV. 法整備支援の今後の課題 — 他の開発途上国に対する法整備支援を目指して
 - 1. 上記III. 記載の諸条件の確保
 - 2. 日本側の責任体制の在り方
 - (1) プロジェクト全体の企画・管理の責任体制の確立・充実化
 - (2) 対内関係：責任あるスケジュール管理・作業の品質チェックの必要
 - (3) 対外関係：対外折衝・調整の責任の所在の明確化
 - ① 支援対象国との折衝・作業支援の環境整備・立法化への支援
 - ② 他の援助国・国際機関との関係調整
 - 3. 人材養成プロジェクトの統合的整備・拡充

「ベトナムにおける法整備支援」

財団法人地球環境戦略研究機関

理事長 森 暁 昭 夫

1 市場経済移行国に対する法整備支援

法制度支援の考え方 投資対象国における金融環境の整備
市場経済社会の基盤整備

2 我が国の法整備支援の基本的考え方

市場経済社会における司法制度の基盤作り

3 ベトナムにおける法制度の現状

基本法制度の不備
人材育成

4 ベトナムに対する法整備支援

基本法制度の整備
WTO加盟のための法制度整備
人材育成

5 今後の課題

支援事業の評価
法整備支援事業の戦略

第4回法整備支援連絡会

質問票に基づく問題分析 の報告及び問題提起

法務省法務総合研究所国際協力部
教官 田中嘉寿子

1

始めに

- 回答数 16
- 支援対象国 アジア地域のみ
- 支援形態 現地WS, 国内研修, 留学生受入, 現地調査, 講師派遣等
- 全体を通して
 1. 問題意識の共通性
 2. 課題: 戦略性の向上, 目標の明確化, 評価手法の開発
 3. 方法論: 国内外の情報交換・連絡・協力, 各種データの蓄積・利用, 人材ネットワーク, 広報

指摘された問題点

- 計画策定段階
- 支援実施段階
- 評価段階

3

計画策定段階での問題点

- 戦略性の欠如ないし不明確さ
 1. 関係者間における基本認識の不統一
 2. 法整備支援の国別援助計画における位置付け不明確
 3. 中長期的視野の欠如
 4. 経済政策支援と法整備支援との連携不足
 5. ODA大綱の基本原則における①市場志向型経済導入と②民主化の促進, ③基本的人権及び自由の保障との関係
- 目標のあいまいさ→評価の困難さ
- 各支援活動の相互協力・調整が不十分
 1. 日本国内
 2. ドナー間
- 基礎調査の不備
 1. 被援助国の法制度事情
 2. 社会的背景
 3. 政治的情勢

4

実施段階での問題点・1

- ODAの従前の枠組みと知的支援との不整合
従前の枠組み: 物づくり
知的支援: 制度・人づくり→目に見えにくい, 継続性・フォローアップが必要
- 形式的要請主義の弊害
- 実施過程の透明性確保と効率性の向上
 1. 専門的・実質的活動とロジ面との割合
 2. 工事受注型ODA→手続の透明性・公正競争原理
知的支援型ODA→ノウハウの蓄積による効率性

5

実施段階での問題点・2

- 言語上の問題点
 1. 現地語・日本語の通訳上の問題
 - ① 専門用語, 特に経済法関係の用語
 - ② 公定訳
 - ③ 用語の統一
 - ④ 支援対象国: 大陸法系ベース
他ドナーの支援専門家: 英米法系→使用言語 英語中心→訳語の混乱が増大
 2. 法律用語辞典(本国語, 本国語・英語対訳のもの)
 3. 通訳人の不足
 4. 英語使用の問題
 - ① 英語のできる日本人専門家の不足
 - ② 英語のできるカウンターパート・研修員の不足
 - ③ 法律: 言語に依存する学問→技術移転の壁
 5. 日本法の国外への情報発信不足
 - ① 日本法の英訳の公定訳がない
 - ② 日本法の解説の英文が少ない

6

実施段階での問題点・3

- **実施機関側の問題点**
- 1. プロジェクト実施チームの編成・プロジェクトの運営監理の問題
- 2. 一貫性・継続性の欠如
- 3. 常設の協力実施機関の不足
- 4. 各研修実施機関相互の連絡・調整・協力の不足
WTO関連での各種研修等が別個に行われている例
WTO研修、知財研修、特許関係の研修、民商事法研修、
市場体制移行国研修、独禁法施行支援研修
市場経済法調査等の各種調査研究・政策評価
留学生の教育
- 5. 国内研修の成果
 - ① 帰国後のフォローアップなし
 - ② 研修員以外へのインパクト
 - ③ 研修員のレベルのばらつき
 - ④ マルチ研修特有の問題
- 6. 経済法制度整備支援と法制度整備支援の関係
- 7. ドナー間会議への対応の不足

7

実施段階での問題点・4

- **カウンターパート側の問題点**
- 1. カウンターパートの条件
 - ① 政策決定権
 - ② プロジェクト内容と所管の合致
 - ③ 主要人物(フォーカル・ポイント)の任期
 - ④ 省庁間の縦割り・権限争い・利権確執
- 2. 人材の基本的素養
 - 法律関係者:「経済と法」の関係の無理解
 - 経済関係者:法律的知識に乏しい
 - 両方を理解している優秀な人材:希少・多忙
- 3. 法令相互間の矛盾・重複
 - ① カウンターパートの調整能力の欠如
 - ② ドナー間調整の欠如
- 4. 政治状況の影響の大きさ

8

評価段階での問題点

- **知的支援に適する評価手法の欠如ないし困難性**
- 1. 指標の取りにくさ
- 2. 統計等のデータの信頼性の低さ
- 3. 数値化・定量化の困難さ
- 4. プロジェクト全体の評価→サブ・プロジェクトの評価
- 5. 講師による評価の欠如
- **外部調査**
法律知識が必須
- **プロジェクト・サイクルの確立の必要性。**

提案された解決策

- **計画策定段階**
- **実施段階**
- **評価段階**

10

計画策定段階についての解決策・1

- **事前基礎調査の拡充**
- 1. 法文化・社会的要因・法社会学的な基礎調査の拡充
- 2. 調査結果の公開(一括管理された情報プール化)
- 3. 支援対象国の法制度の特性把握
- 4. 法と経済社会との関係を規律する諸要因の解明
- 5. 法令のエンフォースメントの阻害要因(行政機関の行政能力・汚職のメカニズム等)の調査
- 6. 中央政府と地方との関係の把握
- 7. 関連分野の調査報告・他ドナーによる調査結果等の活用

11

計画策定段階についての解決策・2

- **戦略の策定**
- 1. ODA総合戦略・国別援助計画との整合性
- 2. 国際協力
 - 資金拠出の意義
 - 結果は? 友好関係は向上したのか
 - 広報なくして理解なし
- 3. 市場経済化向け法整備支援と民主化・人権向上との関係の整理
 - ① 民商法:財産権、営業の自由、結社の自由等基本的人権の保障→契約自由の原則は民主化の第1歩
 - ② 訴訟法:裁判を受ける権利の保障、三権分立の確保
- 4. 経済戦略:投資環境の整備
 - 国際的な銀行系援助機関:法制度全体との整合性に無関心
 - 日本:法制度全体との整合性重視=エンフォースメント重視=運用主体である人材育成の重視=自立発展性
 - エンフォースメントあってこそ投資が増加
 - 相手国の満足と日本の国益との合致

12

計画策定段階についての解決策・3

- **目標の明確化**
- 1. プロジェクト目標の具体化
 - ① 法令の制定
 - ② 制度の確立
 - ③ 人材の育成
 - ④ 人材の交流、情報・意見の交換
- 2. エンフォースメントまで視野に入れる
- 3. 中長期的計画
 - ① 期間、② 予算制度、③ 終了事由、④ 自立発展性ある終期の設定
- **支援活動の適切な選択と有機的活用**
 - ① 研修
 - ② セミナー(意見交換)
 - ③ 資料収集・報告書の作成・公開・調査結果の広報
 - ④ 法整備関連データベースの作成
 - ⑤ 基礎的調査における相互協力
- **他ドナー・他活動との連絡・協調による矛盾・重複の回避**

実施段階についての解決策・1

- **知的支援のノウハウの蓄積とデータベース化**
- 1. 他ドナーの活動内容の調査・分析、教訓、問題点の整理
- 2. 今後のプロジェクトのための参考資料を残すという視点での活動
 - ① 各種資料の作成・保存・公開
 - ・ 参考資料リスト
 - ・ プロジェクト・ドキュメント
 - ・ 講師リスト(CV付き)
 - ・ レジメのセットと講義録のセット
 - ・ 協議の議事録
 - ・ 担当者作成の実施報告書
 - ② 報告会
 - ③ 広報
 - ④ 実施機関相互の協議会
- **ドナー間協議への積極参加・イニシアティブ**
- 1. 現地ドナー会合出席者の権限強化
- 2. 活動の重複回避、効率向上のための協力(ジョイント・プロジェクト等)

実施段階についての解決策・2

- **プロジェクト実施チームの編成・効率的運営**
- 1. 人材を集めてチームを編成する
 - 非常設実施機関と常設組織
- 2. カウンターパートの確保
- 3. チーム内における定期的協議
 - ① 担当者間の定期的協議
 - ② 担当者とカウンターパートとの間の定期的協議→問題点の共有化・解決方法の対話的解決→信頼関係
- **実施過程の透明性の確保**
- 1. 経理処理の合理化・透明性確保
 - 簡便かつ透明性のある経理マニュアルの作成
- 2. 各関係者の権限・役割・義務内容の明確化・認識の共通化
- 3. 関係者相互間の定期的報告・連絡・記録化

実施段階についての解決策・3

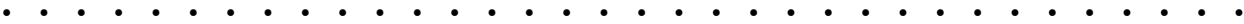
- **言語上の問題点の克服**
- 1. 専門用語：訳語と英語を二重表記
- 2. 法律辞典作成
- 3. 来日前：JICA日本センターで事前研修(日本語、基礎的科目)
- 4. 人材ネットワークの構築
 - ① 日本人専門家(講師・派遣専門家等)
 - ・ 専門家の言語能力、専門分野、関心国、過去の協力活動歴等のデータベース化
 - ・ 裾野を広げるための広報
 - ② 元研修員
 - ネットワーク化(同窓会的組織、名簿)。
 - ③ 留学生(在日・帰国後)
 - ・ 留学生(現・元)の国別・言語別・分野別のリソースネットワーク化
 - ・ 帰国後：JICA人材センターにおける継続教育
 - ・ 非法律分野の留学生：通訳・パラリーガルとして活用
 - ④ 外語大学生の活用

実施段階についての解決策・4

- **国内研修・現地WSを実施する際の留意事項**
- 1. ケース・スタディの活用
 - 一例：日系企業の現地での問題事例を基にした具体的なケース・スタディ方式の導入
- 2. モデレータ
 - 研修員・WS参加者と講師との橋渡し役
- 3. 講師へのアンケート→次回に反映
- 4. 研修後のフォローアップ→プロジェクト内に取り入れ
- **カウンターパート側にインパクトを与える方策**
- 1. 帰国後：職務と研修との関連性維持のフォローアップ
- 2. 日本での学習成果の発表の機会の確保
- 3. JICA人材センターでの継続教育
- **広報の充実**

評価段階についての解決策

- **知的支援に適する評価手法の開発**
- 1. 独自の評価方式の開発
- 2. 客観化の努力
 - **外部調査の導入**
 - 1. 第三者による外部評価の導入
 - 評価者に法的素養が必要
 - ・ 研修員による評価：研修終了時+帰国後
 - ・ 講師からの評価
 - 2. 報告会←質疑・討議等を通じた「評価」の検証(広報、プロジェクトの透明性確保という副次的効果)。
- **プロジェクト・サイクルの確立**
- 1. 明確なPDM
- 2. 終了時評価
- 3. 終了時評価→次期プロジェクト実施の可否・適否の分析→次期プロジェクトの計画策定(長期的スケジュールリング)



終わりに

優先課題

- 戦略の策定とその共有
- 情報・ノウハウの蓄積とその共有
- 相互連絡・協力のシステムの構築
(法整備支援連絡会議だけでは不足)
- 広報の拡充
- 国内外の人材ネットワーク作り
- 知的支援のための評価手法の開発

19

御協力ありがとうございました。

20



.....

現地事情国別報告（カンボディア）

元長期専門家 坂野 一生

(1) カンボディアにおける支援の特徴

法典の起草支援（ゼロからの起草）

R/D（1999年3月5日締結，カウンターパートは司法省）では

- (a) 民法起草支援
- (b) 民事訴訟法起草支援
- (c) 両法典に関連する法令の整備
- (d) 裁判所行政改善支援
- (e) 裁判官，検察官その他の法曹の人材育成
- (f) 法曹教育支援
- (g) 市場経済に係る法分野での情報提供

上記の支援項目のうち，(c)，(d)，(f)については結局実施せず，(e)，(g)については法案起草を通じて間接的に実施

日本側が起草のイニシアティブ

カンボディア側の人材不足（法曹の層の薄さ）から，基本法であり条分数も多い両法典を独力で起草するのは困難，そこで日本側が条文案を提示する形に

ワークショップ形式による頻繁な意見交換（起草を目的に人材育成も）

上記のような事情があったとは言え，カンボディア社会と乖離した法案やカンボディア側が望まないような内容の法案を起草しないよう，ワークショップの場での意見交換をプロジェクトの中心活動とする（民法17回，民訴法13回，加えて本邦研修をそれぞれ3回，その他のテーマでも数回）

日本側起草担当者の充実

部会方式での起草（各法案につき10数名，計50回程度，集中審議も）

(2) 現地活動から得た有益な体験

政治的要素の影響の大きさ

政党間の対立と大臣の交代（1998年以来3人の司法大臣）

法案起草スケジュールと政治日程と兼ね合い

司法省自体の力

信頼関係構築の難しさと貴重さ

法律用語を選択していく方法

(3) 現地活動で遭遇する困難（対カウンターパート，他のドナーとの調整など）

法曹人材層の薄さ

日本サイドとのコミュニケーション

.....

関連分野での他ドナー等との調整

法整備の枠組み作り：世界銀行（MAP，戦略ペーパー等，閣僚評議会との作業）

個別の起草支援・制度整備支援（括弧内は主なカウンターパート又は所管官庁）

- － 刑法・刑事訴訟法：フランス（商業省）
- － 商事契約法：世銀（商業省） ただし，未完成のまま支援終了
- － 商業企業法：世銀（商業省）
- － 担保取引法：世銀→IMF→ADB（商業省）
- － 破産法：IMF（商業省）
- － 土地法：ADB（国土管理・都市計画・建設省） 既に施行済（2001年）
- － 土地法付属法令：ADB，Finmap（国土管理・都市計画・建設省）
- － 労働仲裁：ILO（社会福祉・労働・職業訓練・青年更正省）

アドヴォカシー

- － 全般：UNCOHCHR（国連人権高等弁務官カンボジア事務所）
- － 女性及び子どもの権利：Unicef，女性・退役軍人省，社会福祉・労働・職業訓練・青年更正省，その他人権 NGO など
- － 労働問題：ILO，社会福祉・労働・職業訓練・青年更正省

法制度・司法制度改革の枠組みと個々の法案起草との調整

枠組み策定（世銀主導）は政治的要素が強く，起草の技術的側面を無視しがち
個々の法案の必要性をあまり吟味せず，何でも法案リストに入れがち

(4) 今後の方向性

起草した法案の制定に向けて

法案施行に至るプロセス

司法省→閣僚評議会内法律家委員会→同評議会各省担当者会議→閣議→国民議会立法委員会→同常任委員会→同本会議→上院立法委員会→同常任委員会→同本会議→憲法院

法案成立後，施行のための制度作り

民法・民事訴訟法の施行法令の起草

制度が未整備の下での施行に必要な規定

施行前に発生した事項，行われた手続についての取扱い等

公証人・供託・執行官に係る法及び制度

不動産登記（ただし，所管官庁は国土管理・都市計画・建設省）

人材育成

裁判官・検察官養成校，弁護士養成校

プノンペン法科経済大学

法制度整備の戦略・枠組みの検討

世銀・閣僚評議会の計画との調整（効果的な意見交換，主張の方法）

日本の法制度整備自体の方針

.....

現地事情国別報告（ラオス）

長期専門家 工 藤 恭 裕

(1) ラオスにおける支援の特徴

対象国との間で支援内容をミニッツ，R/D 等で定めていない
対象機関が多数（司法省，最高裁，検察院，国会及びラオス国立大学）
基本科目に重点を置いた人材育成
各支援項目の連係を重視
少数のドナー
日本側に国内支援委員会が存在せず，意思決定過程が不明確

(2) 現地活動から得た有益な体験

相手国主導で支援内容を決定する困難さ
他分野 JICA 専門家との協力

(3) 現地活動で遭遇する困難（対カウンターパート，他のドナーとの調整など）

法曹人材の層の薄さ
法律用語も対応可能な通訳の層の薄さ
ラオス語の壁
日本の人材の薄さ
外国向けの日本情報の少なさ

(4) 今後の方向性

人材育成の継続
教材作成支援の拡大

ラオス法整備支援の実情と課題

法務総合研究所国際協力部
教官 工藤恭裕
(JICA長期専門家)

1

1 ラオスの特色

- 1) 国として小規模
- 2) 法制度整備の遅れ
- 3) 法律関係者の法律全般に関する知識が乏しい
- 4) ラオス語の壁
- 5) ヴィエトナムと社会制度が類似する
- 6) 日本側の体制が整っていない(国内支援委員会等)
- 7) 支援内容が相手国との間で定められてない

2

1) 国として小規模

(利点)

- 支援活動相互の連携が図りやすい
- ドナーも少数であり情報把握が容易

(欠点)

- カウンターパート職員の奪い合い

3

2) 法制度整備の遅れ 3) 法律関係者の知識不足

(特色)

- 基本分野中心
- 人材育成及びインフラ整備に配慮

4

4) ラオス語の壁

- 法律用語の未発達
- 通訳の層の薄さ
- コンピュータ利用の限界

5

5) ヴィエトナムとの類似

- ヴィエトナムにおける法整備支援活動の利用

6

2 ラオスにおいて経験した問題

- ラオス側に主体性が乏しい
- JICAの枠組みと機動的な対応の困難性

7

3 ラオスにおける工夫(1)

- JICA支援の価値を高める
 - 質の重視, 修了の効果, 競争の導入
- 各支援活動の連携
 - 現地セミナー → 本邦研修 → 留学
 - セミナー → 法律文献
- 南南協力
 - ヴィエトナムにおける現地セミナーへのラオス研修員の参加

8

ラオスにおける工夫(2)

- PCM等のブレインストーミングワークショップを用いて, ラオス側の意識を高める
- ラオス側が負担可能な部分はラオス側に負担させる

9

(別表1) これまでの活動及び体制

| 年度 | 体制 (アドバイザー及び調査) | 本邦研修 (国別特設) | 現地セミナー |
|------|--------------------------------|----------------|--|
| 1998 | 短期専門家(1週間)×1名 | 年1回(17名) | |
| 1999 | 短期専門家(1週間)×1名 | 年1回(10名) | 商事法(2日間) 刑事法(2日間) |
| 2000 | 短期専門家(1.5か月間)×3名 | 年1回(10名) | 刑事法(1週間) |
| 2001 | 短期専門家(3か月間)×3名 企画調査員1名(9月～) | 年2回(15+15名) | 民商事法(5週間) 刑事法(1週間) |
| 2002 | 長期専門家(1年間)×1名 企画調査員1名 | 年2回(15+12名) | 民商事法(5週間) 刑事法(2週間) 国会の機能(2日間) 商法起草支援(3日間) |
| 2003 | ? | | |

.....

現地事情国別報告 (ウズベキスタン)

「ウズベキスタン共和国における法整備支援の仕事に従事して」

元長期専門家 市橋克哉

I ウズベキスタンにおける法整備支援の概要

1 背景

2001年11月12日付ウズベキスタン共和国大統領命令 (rasporjazhenie prezidenta) R-1471号「国家・法制度及び裁判制度の改善並びに住民の法意識の向上の諸問題に関する評議会の設置について」

配属機関であるタシケント国立法科大学では、この評議会の議長である Rustambaev M. Kh.が学長職についており、評議会の事務局もこの法科大学に置かれている。

配属機関 (タシケント国立法科大学) の沿革

タシケント国立法科大学は、独立前の1991年3月29日付ウズベキスタン共和国政令によって、それまで高等・中等教育省に属していたタシケント国立大学の法学部を大学から分離して司法省に移管し、独立の法曹養成専門単科大学として新たに再編・設置された。

大学の歴史と伝統は、ソ連崩壊と独立後の現在も、大学スタッフが誇りとしている点である。このことは、タシケント国立法科大学を配属機関として、この国において法整備支援の業務を行うに際しては、所与の「条件」として注意を要する点であった。

市場経済への「対応」という点では、こうした法学と法実務の歴史と伝統が多くの問題を抱え、しばしば改革にブレーキをかけていることは明らかである。しかし、いい悪いは別にして、既に長年にわたり慣れ親しんできた法制度及びそれを運用する法律関係の組織と法曹人材の「存在」、そして、それらが今もなお相当の力をもって機能しているという「現実」、その上、この国の法曹によって、それらの制度も組織も人も、自らの誇りとする「歴史」として現在も「評価」されているということを、まずは所与の条件として、業務を行わなければならなかった。

2 教育

学部

修士

高等教育後教育 (研究者養成)

3 研究

大学には、研究成果を発表するための法学雑誌『国家と法』及び新聞『法学教育』がある。また、大学独自の出版部も今年度設けられ、研究書、シンポ等の記録集の出版事業をはじめた。

- 4 図書館
- 5 大学附属施設
 - 法宣伝センター
 - 人権及び人道法研究センター
 - 法学研究センター
 - 法学アカデミー高等専門学校（リセ）
 - 法律相談所

- 6 国際協力

大学は、JICA のほかに、TASIC, AYREKS, SOROS, COLPI, DAAD, AAY, UMID, YSTOZ, GTZ 等多くの国や地域の援助機関と関係を持ち、様々な教育及び研究プロジェクトが行われている。

- 7 将来構想

国立のロースクールを設置すること。

II ウズベキスタンにおける法整備支援

1 JICA の法整備支援

配属機関への専門家派遣以外に、ウズベキスタンにおける JICA の法整備支援案件は、2年前から始まった新しい事業である。

- (1) 内閣法制局による「日本の立法」に関するセミナー
- (2) 法務省法務総合研究所と名古屋大学大学院法学研究科から講師を派遣して実施した「日本の司法改革」に関するセミナー
- (3) カウンターパートであった司法省及び最高経済裁判所並びに検察庁からそれぞれ1人を日本の法務総合研究所に派遣して実施した研修
- (4) 法務省法務総合研究所及び JICA が共同で、ウズベキスタンにおける法実務を担っている諸機関の調査と11月に法務総合研究所が実施する2回目のセミナー（中小企業法制）

2 名古屋大学の法整備支援

- (1) 3大学との学術交流協定
- (2) 留学生の受入
- (3) 中央アジアにおける法改革シンポ
- (4) 法改革及び伝統法に関するシンポ
- (5) マハリヤー調査

3 日本弁護士連合会（日弁連）の法整備支援

この10月、初めての代表団をウズベキスタンに送って、日弁連としての法整備支援の可能性を調査する。

III 活動内容

1 業務実施計画

着任時、配属機関からは、当該機関で開催されるシンポジウム・セミナー等での報告を次々に依頼された。また、地方で開催されるシンポジウム・セミナー等への出席と報告もしばしば要請された。

2 業務

業務実施計画に基づいて、以下の業務を実施した。

- (1) 短期派遣（7か月）の専門家（法律アドバイザー）として、配属機関から要請されている国家・法改革に関する技術支援

配属機関及びその長である Rustambaev M. Kh. タシケント国立法科大学学長が議長を勤める評議会では、現在、前述したように、国家・法制度及び裁判制度の改革とそれを実現する新たな立法整備の課題に精力的に取り組んでいる。特に、市場経済化の達成のための必須条件として商法典の制定と、拙速で作ったため不備の多い民法典の全面改正は焦眉の課題となっている。そして、Rakhmankulov Kh. R. アカデミー会員・国際私法講座教授を中心とする配属機関の私法関係のスタッフとこの評議会の下に置かれた「法学教育及び法律学の諸問題に関する作業委員会」（同じく Rakhmankulov Kh. R. 作業委員会委員長）が、この二つの課題に取り組んでおり、これらの立法制定・改正準備作業に対する技術支援が要請された。

民法全面改正と商法制定のためのコンセプト

日本の民法及び商法のロシア語訳

- (2) 技術協力に関する新規候補案件要請の背景調査、情報の入手、配属機関(カウンターパート)との協議、日本側関係諸機関との調整、当該各種技術協力事業の計画及び実施

市民社会及び民主的法治国家の形成と市場経済の基礎となる民商法典の制定・改正と並んで、現在ウズベキスタンでは、統治構造の改革、司法改革、そして中小企業法制、銀行法制、税制等の個別法整備も進行している。こうした個別具体的な改革や経済関係法律の整備の進捗状況や政策動向については、配属機関、司法省等で行われるシンポジウム・セミナー、会議等の場でしばしば紹介されたり討議されている。そこで、これらの会議等に出席して情報を得たり調査を行った。

市民生活の慣習法や住民の自治組織とその「法」について、できるだけそれらを活かす方向で法整備を進めることが、円滑に、市民社会及び民主的法治国家を形成し、市場経済化を進めるためには必要である。この問題については、名古屋大学の研究プロジェクトの一環として実施されたシンポジウム「ウズベキスタンにおける法整備と伝統法」において、主要なテーマとして議論された。その際、ウズベキスタンの伝統法は、家族及び地域共同体（マハリヤー）の中に、法意識や慣習として強い影響力を今でも有していること、政府もこれらの伝統的な制度を、市民社会及び民主的法治国家の形成と市場経済化を目指す中でも発展強化していく政策を採っていること、実定法制度の運用の特徴は、伝統法の影響とそれによる解決と衝突しないように行われる

ことが多く指摘された。今後、名古屋大学による「ウズベキスタンの市民生活における伝統的法の影響に関する法社会学的調査」が予定されており、その成果を、民商法典の制定・改正準備作業等の JICA の法整備には活かしていく必要がある。

(3) 国際・地域組織並びに他国政府の技術協力事業の調査及びそれとの協力

法整備の分野における技術協力は、配属機関との関係では、国連高等難民弁務官事務所等の国連関係組織、世界銀行、アジア開発銀行、TACIS、アメリカ法律協会、GTZ 等が、この間様々な実績を積んでいる。

しかし、1990年代に実施されたプロジェクトが修了した後は、今のところ法整備の分野における目立った支援は行われていない。

こうした状況の中で、比較的まとまった支援を、現在まとまった形で系統的に行っているところは、TACIS、Open Society（ソロス財団）及び OSCE である。

(4) 配属機関（カウンターパート）以外の法律関係国家機関及び政府機関からの技術協力に関する新規候補案件要請の調査及び助言

司法省において、「日本の統治構造について」をテーマにした講演

中小企業法制に関するシンポで、日本の中小企業基本法についてその概要と特徴を報告した。

テロ対策に関するシンポジウムで、平和主義を掲げる日本国憲法の枠内という解釈の下で、9.11事件以降政府がとっているテロ対策とそのための法令改正について報告した。

最高経済裁判所及び検察庁において、「日本の司法改革について」の講演

3 課題の達成度

(1) 短期派遣（7か月）の専門家（法律アドバイザー）として、配属機関から要請されている国家・法改革に関する技術支援

民法全面改正のためのコンセプト及び商法制定のためのコンセプトを作成した。

日本民法及び商法のロシア語訳を作成した。

(2) 技術協力に関する新規候補案件要請の背景調査、情報の入手、配属機関（カウンターパート）との協議、日本側関係諸機関との調整、当該各種技術協力事業の計画及び実施

配属機関、司法省等で行われるシンポジウム・セミナー、会議等に参加して情報を得たり調査を行った。また、当該テーマに関する日本の制度や取組について、ウズベキスタン側の要請を受けて報告を行った。そして、その際に得た情報・資料等は、随時、JICA 事務所に提供した。

テーマがその時々課題に答えるためのものであるため系統性とまとまりに欠けたものであったこと、自己の専門から掛け離れたテーマもあり十分な対応ができなかったこと、質疑応答がなく一方的なものであること、大半がウズベク語であること等問題も多かった。

(3) 国際・地域組織及び他国政府の技術協力事業の調査及びそれとの協力

比較的まとまった支援を、現在系統的に行っている TACIS、Open Society（ソロス

財団) 及び OSCE については、配属機関やその他の法律関連組織等から情報が入り、自らもその催しに参加でき、その取組の特徴を把握することができた。

(4) 配属機関 (カウンターパート) 以外の法律関係国家機関及び政府機関からの技術協力に関する新規候補案件要請の調査及び助言

配属機関 (カウンターパート) 以外の法律関係国家機関及び政府機関では、司法省、最高経済裁判所、最高裁判所、検察庁で講演を行ったり、情報収集に当たった。

(5) 日本政府による将来の継続的・体系的な技術協力を実現するための可能性の探究

この間の法整備の分野における技術協力は、これまでみてきたように、いずれも、短期の専門家派遣、カウンターパート研修の受入れといった単発のものにとどまっている。そこで、今回の配属機関 (カウンターパート) による民商法典の制定・改正準備作業に対する専門家及び短期専門家派遣によるワークショップ・セミナーやカウンターパート研修の実施、そして、次の段階の実際の民商法典の制定・改正の作業に対して、継続的で体系的な技術協力を実施するためのプロジェクト型協力の可能性を探究することも、業務実施計画の課題であった。

4 まとめ

民法全面改正及び商法制定に向けた作業は、その第1段階としてのコンセプトの作成及び日本民法、商法のロシア語訳の作成を行っている。引き続きロシア語訳の確定版を完成させるとともに、草案の幾つかのバリエーション作りに入る作業という第2段階へと進むことが求められている。その際には、この作業を支援するために、引き続きできるだけ早い時期に、専門家 (短期又は長期) を、評議会議長と事務局を有し、この間の作業に当たったメンバーがいる配属機関に置くことも必要であろう。

ウズベキスタンにおける日本の法整備支援は、2年前に始まった新しい事業である。しかし、現在では、JICAをはじめ、法務省、名古屋大学がそれぞれの立場から協力しながら、この事業に取り組んでいる。そして、ここに日弁連も加わろうとしている。この意味では、短い期間の間に、性格を異にする多様な機関・団体が参加する段階に既に入っているとと言える。したがって、これからのこの国における日本の法整備支援を考える際には、政府関係機関、大学及び民間、NGOの連携・協力はいっそう不可欠になっている。関係機関及び団体は、今まで以上に連絡を取り合って、それぞれの活動状況を把握しながら協力して、この事業に取り組む必要がある。

ウズベキスタン側を見ても、配属機関であるタシケント法科大学はもちろん、司法省、最高経済裁判所、検察庁、そして最高裁判所も法整備支援の対象機関となっている。将来は、ここに弁護士会も加わると思われる。

この意味では、ウズベキスタン側もそれぞれの立場は尊重しつつも、相互に連携した活動を行わなければならない段階に入ったと言える。特に、民法全面改正及び商法制定といったまとまった事業を考える場合には、これらの機関・団体の連携は不可欠である。この点で、これらの機関がすべて参加している法改革及び司法改革に責任を持つ評議会の役割は重要と考える。

.....

現地事情国別報告（インドネシア）

国際協力部教官 山下輝年

1 現状

(1) 情報収集段階

- 2001年9月 外務省と JICA から調査団派遣の話あり
- 2002年1月 インドネシア現地調査（2週間）
- 2002年3月 インドネシア大学教授を招へいし情報収集
- 2002年7月 本邦研修（司法制度比較）
- 2003年1月 インドネシア現地調査（予定）

(2) これまでの支援対象国との相違

- ・ 個別の立法支援の必要性は薄い→法案作成能力，法曹人材の存在
- ・ 司法の独立，司法の透明性に問題あり
- ・ 司法行政権の移行，憲法裁判所の設置，司法委員会の設置などの改革が憲法改正済み

(3) 他の支援機関の先行

IMF, WB, ADB, UNDP, AUSID, Sida など多数の支援機関が関与
司法改革支援はグッド・ガバナンスの一項目
支援形態の段階的変遷

- インドネシア国家開発企画庁(BAPPENAS)を通した支援（国家機関へ直接）
 - 国家法制委員会(KHN)を通した支援
 - パートナーシップ基金(各ドナーが拠出)を通した支援

2 現地活動で遭遇する困難

司法の汚職が公然と語られる
日本のような六法の不存在→改正がある法律の場合に一覧ができない
言語の問題
日本の制度の英語による発信

3 今後の方向性

次回調査後に更に検討
候補 司法の独立や透明性の確保に資するような支援
判例公開の促進
法曹養成制度の改革
(警察支援とのゆるやかな連携の考慮)

.....

現地事情国別報告（ヴェトナム）

長期専門家 河津 慎 介

(1) 当該国における支援の特徴

- －ヴェトナム法整備支援：フェーズ2の最終段階
- －3本の柱（個別立法支援，共同研究，人材育成）⇒民商事法を中心としながらも幅広い支援が特徴
- －カウンターパート：司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院（立法・司法分野，民商事，刑事分野も対象）
- －日本側投入：法曹三者の参加，強固な国内支援体制
- －支援の受け手であるヴェトナム側の意識の高さ

(2) 現地活動から得た有益な体験

- －人と人とのつながりの重視，人的関係に基づく活動範囲の広がり
- －実際に現地で勤務することにより，他のドナーとの接触を通じた国際潮流，国際感覚の醸成

(3) 現地活動で遭遇する困難（対カウンターパート，他のドナーとの調整など）

- －越側：人的関係（上記）と表裏一体の問題の存在。人的関係に対する過度とも言える依存。情報の非対称性。
- －ドナー：改善の方向，10を超えるドナーの存在，上記情報の非対称性の問題とあいまって生じる調整の困難。影響力の強いドナー（及び越側国家機関）の不存在（群雄割拠状態，戦国時代初期のような様相）⇒JFMの失敗
- －国内と現地のコミュニケーションが必ずしも十分とは言えない。

(4) 今後の方向性

- －越国の支援ニーズの高さ←司法改革，WTO加盟を中心とした市場経済化に適合する法整備
- －フェーズ3の方向性（目に見える成果，目的の明確化）
- －「人と人との関係」に過度に依存しないプロジェクト体制構築の必要性

アジヤ諸国全般—ODA 実施機関の立場から

JICA アジヤ第一部 中野 武

法整備支援に関する全般的な問題意識として

1 移行期・転換期への対処・支援として、何が貢献できるか

アメリカ型、欧州型、日本型等の仕組みや社会を目指す将来指向と日本が支援することの比較優位性に留意しながら

- (1) 個別的・試行錯誤的対処から
- (2) 経験蓄積・計画的支援を経て
- (3) モデル設計へ

2 支援方針の検討に向けて

- (1) 政治的・外交的意図表明等を受けて、専門的・実務的な立場から吟味し実施へ
- (2) 移行期・転換期を適切に支援するために、常に見直しと柔軟性の維持確保を
- (3) 支援方針の類型として

- ①大勢追随型 ②代替案提示型
- ③ニッチ・隙間埋め型 ④セフティー・ネット供与型 等

(4) 支援方針の検討項目として

- ①優先順位・対処順序 ②支援対象者・機関 ③日本の得意分野
- ④国内・国外の援助資源の賦存状況 ⑤実務・実践的成果の持続性
- ⑥先方の整備段階、取組姿勢、自助努力等の実態と過不足のない対応
- ⑦中長期な日本への裨益効果等の検討 ⑧他ドナーとの調整・連携 等

3 市場経済化、民主化、人権尊重、良い統治等の実現に向けての知的支援の関わり方

- (1) 法整備・司法改革支援
- (2) 経済構造調整・政策支援（ヴェトナム、ラオス、ミャンマー、インドネシアほか）
- (3) 人材開発（日本）センター（ヴェトナム、ラオス、モンゴル、カザフスタン、ウズベキスタン、ミャンマー、カンボディアほか）

4 ソフト、ハード分野の整備とユーズ・ウエア（人材開発・能力向上）の取組

現況の阻害要因・制約条件の分析・解明と最適支援資源組み合わせの選定：

- (1) 文献・資料・ガイドライン・マニュアルほか情報整備
- (2) 施設建設・整備
- (3) ローカルコスト負担（作業補助、残業代・副業代支弁）
- (4) 調査・研究
- (5) 研修員・留学生の受入れ
- (6) 専門家・調査団派遣 他

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------|--|
| ふりがな 機 関 名 称 | ざいだんほうじんあじあけいせいざいだん 財団法人アジア刑政財団 |
| 英 文 名 称 | ASIA CRIME PREVENTION FOUNDATION (ACPF) |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 公益法人 |
| 管 轄 官 庁 | 法務省 |
| 設 立 経 緯 | 昭和57年に、①国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）の活動を支援するとともに、②独自にアジアを中心とする開発途上国における犯罪防止及び刑事司法の発展に寄与する活動を行うことを目的に設立されたもの。 |
| 業 務 概 要 | ②の分野においては、開発途上国各国において、各種の犯罪防止活動を支援し、犯罪防止・犯罪者処遇に関するシンポジウムを開催し、また、国連の行う国連犯罪防止世界大会等の活動にアジアの意見・経験を反映すべく、財団としての世界大会を開催し、その成果を国連等に報告している。 法整備支援は、それらの活動の一環である。 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プロジェクト等 | <ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会委員会犯罪防止委員会に出席・アジア各国からの同委員会出席費用補助 ・インドでの「極貧解消と刑事司法」シンポジウム開催 ・第9回アジア刑政財団世界大会開催・東京宣言採択 |
| 主 な 支 援 対 象 国 | アジアの開発途上国：その他の地域の開発途上国 |
| 定 期 刊 行 物, URLアドレス名等 | ACPF Today (英文) アジア刑政通信 (日本語) |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------------|---|
| ふりがな 機 関 名 称 | きょうとがくえんだいがく 京 都 学 園 大 学 |
| 英 文 名 称 | Kyoto Gakuen University |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 大学 |
| 管 轄 官 庁 | 無 |
| 設 立 経 緯 | 1992年に志村が訪中，人民大学で日本会社法の集中講義を行ったのに端を発し，その後約10回に及ぶ訪中，招へいを実施し，中国社会科学院法学研究所，人民大学，清華大学と交流。 |
| 業 務 概 要 | <u>会社法</u> ， <u>企業組織法</u> ， <u>証券取引法</u> の立法変遷を <u>情報交換</u> している。 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | 『東アジア（日・中・韓・越）における企業組織法の現状と発展』（仮題）を平成15年3月末迄に出版する。目下，法律文化社で組版中。その内容は，日本，中国，韓国及びベトナムの企業・会社法の解明にある。 |
| 主 な 支 援 対 象 国 | 中国，ベトナム |
| 定 期 刊 行 物， URLアドレス名等 | |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------------|---|
| ふりがな 機 関 名 称 | こくさいきょうりょくぎんこう 国 際 協 力 銀 行 |
| 英 文 名 称 | Japan Bank for International Cooperation |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 政府機関 |
| 管 轄 官 庁 | 財務省・外務省 |
| 設 立 経 緯 | 平成11年10月に、我が国企業の海外における活動を支援してきた日本輸出入銀行と、開発途上国の経済社会開発を目的としてきた海外経済協力基金（OEFCF）が統合して設立。 |
| 業 務 概 要 | 「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「アンタイドローン」、あるいは日本企業の海外事業に対する「出資」などを通して、日本の輸出入、海外における経済活動の促進や国際金融秩序の安定に貢献することを目的とする「国際金融等業務」と、開発途上国の経済社会基盤整備、経済の安定などの自助努力を支援するための長期・低利な譲許的条件での資金提供を行うことを目的とする「海外経済協力業務」を実施。 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 途上国政府関係者を受け入れ、公害対策等についての研修を多数実施。 ・ 開発金融研究所が教育、IT、平和構築など様々なテーマで研究プロジェクトを実施している。 |
| 主 な 支 援 対 象 国 | インドネシア、タイ、マレーシア、中国、フィリピン、モンゴル、インド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、ベトナム、ペルー |
| 定 期 刊 行 物、 URLアドレス名等 | 年次報告書、円借款活動レポート、円借款事後評価報告書 http://www.jbic.go.jp |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|--|--|
| ふりがな 機 関 名 称 | こくさいきょうりょくじぎょうだんおおさかこくさいせんたー 国際協力事業団大阪国際センター |
| 英 文 名 称 | Osaka International Centre, Japan International Cooperation Agency (JICA) |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 政府機関 |
| 管 轄 官 庁 | 外務省 |
| 設 立 経 緯 | 開発途上国に対する国際協力を実施する JICA の近畿 2 府 3 県（大阪府，京都府，奈良県，滋賀県，和歌山県）における窓口機関として 1967年に開設され，1994年に現在の茨木市西豊川に移転した。 |
| 業 務 概 要 | <p><研修員受入事業> 開発途上国から年間約1500人の研修員を受入れ，関西の地域特色を生かした80を超す研修コースを実施している。</p> <p><国民・市民参加推進事業> 国際協力推進員を各府県に配置し，地方自治体や NGO との連携，国際協力への市民参加プログラムなどを行っている。また，地域住民対象に，開発途上国及び国際協力について考えてもらうための様々なプログラムを用意している。</p> |
| 平成 14 年度 内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | <p>ヴェトナム法整備フェーズ 2（パート 9～12）</p> <p>日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー</p> <p>ウズベキスタン法整備支援研修</p> |
| 主 な 支 援 対 象 国 | ヴェトナム，インドネシア，ウズベキスタン |
| 定 期 刊 行 物， URL ア ド レ ス 名 等 | <p>OSIC NEWS LETTER</p> <p>http://www.jica.go.jp/branch/osic/index.html</p> |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------|---|
| ふりがな 機 関 名 称 | こくさいきょうりょくじぎょうだんちゅうぶこくさいせんたー 国際協力事業団中部国際センター |
| 英 文 名 称 | Chubu International Centre, JICA |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 政府機関 |
| 管 轄 官 庁 | 外務省 |
| 設 立 経 緯 | 政府開発援助のうち技術協力を実施する JICA の国内機関として、中部地区（愛知・岐阜・三重・静岡）における国際協力及び国際交流の拠点を目指し、1971年に設立された。 |
| 業 務 概 要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修員受事業 主として、開発途上国の国づくりの中核となる人材を育成する目的で、各国の要請に基づき技術者や行政官など、年間約500人の受入を行っている。 ・ 国民・市民参加推進事業 児童・学生をはじめ市民に途上国や国際協力について知っていただくため、高校生国際協力実体験プログラムや国際協力市民講座等、開発教育支援事業に取り組んでいる。また、自治体や NGO と連携し、途上国への技術協力を行う「草の根技術協力事業」も行っている。 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プロジェクト等 | ラオス法整備支援研修 モンゴル法整備支援研修 |
| 主な支援対象国 | ラオス，モンゴル |
| 定期刊行物， URLアドレス名等 | http://www.jica.go.jp/branch/cbic/index.html |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------------|--|
| ふりがな 機 関 名 称 | こくさいぼうえきとうしけんきゅうしょ こうせいぼうえきせんたー (財) 国際貿易投資研究所 公正貿易センター |
| 英 文 名 称 | Fair Trade Center |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 公益法人 |
| 管 轄 官 庁 | 経済産業省 |
| 設 立 経 緯 | 公正貿易センターは通商問題を取り扱う研究機関として通産省及び産業界の支援を受けて1984年に設立された。 |
| 業 務 概 要 | 通商問題及びWTO（世界貿易機関）に関する事項について官民学の有識者を委員とする各種研究会による研究活動，セミナー，シンポジウムの開催，会員企業への助言，JICA 研修の実施等。 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | JICA 研修（公正貿易センターが実施を担当するもの） ・ 貿易救済措置（平成14年12月／2週間） ・ WTO 紛争解決了解（平成15年2月／2週間） ・ 中国 WTO 加盟支援（平成15年3月／2週間） |
| 主 な 支 援 対 象 国 | APEC 諸国，エジプト等途上国，中国等 |
| 定 期 刊 行 物， URL ア ド レ ス 名 等 | ホームページ（ http://web.infoweb.ne.jp/fairtradec/ ）に 週： Washington Monitor, Brussel Monitor 月： 対日アンチダンピング情報 掲載 |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------|--|
| ふりがな 機 関 名 称 | ざいだんほうじんこくさいみんしょうじほうせんたー 財団法人国際民商事法センター |
| 英 文 名 称 | International Civil and Commercial Law Centre Foundation |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 公益法人（財団法人） |
| 管 轄 官 庁 | 法務省 |
| 設 立 経 緯 | 平成8年3月28日民間会社25社の代表を含む27名の設立発起人会で設立決議，同4月16日法務大臣による財団の設立許可，同4月24日財団設立登記申請，同5月22日第1回理事会開催。 |
| 業 務 概 要 | <p>1 法整備支援 JICA，法務総合研究所の実施する民商事法分野での国際研修の受託，協力（ベトナム/マルチ研修等）及び法整備プロジェクトへの支援協力（カンボディア民法・民訴草案作成作業部会，ベトナム民法改正研究会等）</p> <p>2 シンポジウム・セミナー開催 中国，ASEAN 諸国等との民商事法分野での相互理解を目的とする。（日中セミナー，知財シンポ等）</p> <p>3 調査研究 アジア太平洋諸国の民商事法分野の特定テーマ研究委託（ADR 研，知財研等）</p> |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プロジェクト等 | ベトナム研修（第18～21回），国際民商事法（マルチ）研修，カンボディア民法・民訴法起草支援研修，フィリピン（ADB）研修，日韓パートナーシップ研修，インドネシア法整備支援研修，ウズベキスタン司法支援研修，カンボディア民法・民訴法部会，ベトナム民法改正共同研究会，アジア太平洋諸国知的財産権研究会 |
| 主 な 支 援 対 象 国 | アジアの市場経済移行国 |
| 定 期 刊 行 物， URLアドレス名等 | 機関誌 ICCLC，ICCLC NEWS http://www.icclc.or.jp |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------------|---|
| ふりがな 機 関 名 称 | さいこうさいばんしょ 最高裁判所 |
| 英 文 名 称 | The Supreme Court of Japan |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 国家機関 |
| 設 立 経 緯 | 昭和21年11月3日に日本国憲法が公布され、昭和22年5月3日の施行と同時に最高裁判所が発足した。 |
| 業 務 概 要 | 最高裁判所は、上告や特定の抗告などについて裁判権を持っているが、司法事務処理に関する事項について規則を制定する権限や、裁判所の人事、予算等の運営を行う司法行政権が与えられている。外国の司法機関との交流及び裁判官や裁判所職員の海外への派遣事務についても、最高裁判所が担当している。 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ヴィエトナム国へ長期専門家（杉浦専門家）の派遣 2 法務総合研修所が行う以下の研修に参加する研修員の受入れ 第2回 ADB 研修(フィリピン裁判官研修:司法制度の効率的運用) 第4回日韓パートナーシップ研修 日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー 第18回ヴィエトナム国法整備支援研修 第20回ヴィエトナム国法整備支援研修 ヴィエトナム最高人民裁判所副長官一行 第1回ウズベキスタン共和国法整備支援研修 第7回国際民商事法研修 第7回ラオス法整備支援研修 第21回ヴィエトナム法整備支援研修 3 法務総合研修所が行う以下の研修への裁判官及び裁判所職員の派遣 第2回 ADB 研修(フィリピン裁判官研修:司法制度の効率的運用) 第4回日韓パートナーシップ研修 第7回国際民商事法研修 4 カンボディア王国での現地セミナー及び同王国民法・民事訴訟法起草支援研修への講師派遣(南敏文徳島地方裁判所・家庭裁判所所長) |
| 主 な 支 援 対 象 国 | ヴィエトナム, カンボディア, インドネシア, ウズベキスタン |
| 定 期 刊 行 物, URLアドレス名等 | 英文・和文「日本の裁判」, 英文「日本の裁判所制度」, 同「日本の民事裁判の概要」, 同「日本の刑事裁判の概要」, 同「日本の家庭裁判所案内」。URL アドレス : http://www.courts.go.jp/ |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------------|---|
| ふりがな 機 関 名 称 | しゅうぎいんじむきょく 衆議院事務局 |
| 英 文 名 称 | Secretariat of the House of Representatives |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 国会機関 |
| 管 轄 官 庁 | 無 |
| 設 立 経 緯 | 昭和22年4月30日、国会法及び議院事務局法により設立。 |
| 業 務 概 要 | 本会議及び委員会の運営事務、調査事務、議員に関する庶務事務、議院の管理事務、会議録の作成に関する事務、議院警察に関する事務、議会政治の歴史資料に関する事務等を行っている。 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | |
| 主 な 支 援 対 象 国 | ヴェトナム及びラオスに対する支援について、JICAの短期専門家として職員を派遣した（これまでの実績）。 |
| 定 期 刊 行 物, U R L ア ド レ ス 名 等 | |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------------|--|
| ふりがな 機 関 名 称 | ないかくほうせいきよく 内 閣 法 制 局 |
| 英 文 名 称 | Cabinet Legislation Bureau |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 政府機関 |
| 管 轄 官 庁 | 無 |
| 設 立 経 緯 | 明治6年の法制課を前身として、明治18年、近代的中央行政組織としての内閣制度の発足に伴い、内閣に法制局が置かれた。 |
| 業 務 概 要 | 法律問題に関し、内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べる事務（意見事務）、閣議に付される法律案、政令案及び条約案を審査する事務（審査事務）を行っている。 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | なし |
| 主 な 支 援 対 象 国 | |
| 定 期 刊 行 物, URLアドレス名等 | http://www.clb.go.jp |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------------|--|
| ふりがな 機 関 名 称 | なごやだいがく ほうせいこくさいきょういくきょうりょくけんきゅうせんとー 名古屋大学 法政国際教育協力研究センター |
| 英 文 名 称 | Center for Asian Legal Exchange (CALE), Nagoya University |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 大学 |
| 管 轄 官 庁 | 文部科学省 |
| 設 立 経 緯 | 1991年に名古屋大学法学部は学部創立40周年に当たり地元各界から寄せられた基金により「アジア太平洋地域法政研究教育事業」を開始。事業実施の過程でアジア諸国に対する法整備支援の課題に遭遇し、1998年から市場経済への移行などの経済的・社会的改革に邁進するアジア諸国に対する法整備支援事業に学部・研究科を挙げて取組を開始した。 このアジア法整備支援事業とそれを支えるアジア法政研究のコーディネーターセンターとして、大学院法学研究科は2000年4月研究科内に「アジア法政情報交流センター」を発足させた。同センターは2002年4月に文部科学省令に基づく学内共同教育利用施設「法政国際教育協力研究センター」として法学研究科より独立した組織となり、現在に至っている。 |
| 業 務 概 要 | ○ アジア諸国の法と政治に関する基本資料・情報の収集と発信 ○ アジア諸国の法と政治に関する理論的研究の推進とコーディネーター ○ アジア法整備支援事業の企画・実施 ○ アジア諸国の司法省等政府機関、大学・研究機関、弁護士等との人的ネットワークの構築 ○ 留学生の受け入れに関するコーディネーター、教育プログラム策定支援 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | <調査・研究> ＊シンポジウム・講演会の開催、現地調査等を含む ・ベトナムにおける「郷約」 ・ウズベキスタンにおける社会主義法 ・イスラム法と現代法の継承関係 ・カンボジアにおける立憲主義 ・法整備と法学教育 ・法整備支援の手法と評価 等 <研修> ・JICA ラオス国別特設研修「法整備支援」受入れ（2回） ・JICA 個別研修員（ウズベキスタン、モンゴル）の受入れ <その他> ・JICA 法学教育アドバイザー（ウズベキスタン）の派遣 ・JICA ベトナム法整備支援 ・終了時評価調査団員の派遣 ・2002年度・留学生支援無償（JDS）留学生の選考・受入れコーディネーター ・JICA 受託講座等による留学生向け特別講義の開催 ・国内協力員データベースの構築等 |
| 主 な 支 援 対 象 国 | ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、モンゴル、中国 |
| 定 期 刊 行 物、 URLアドレス名等 | <定期刊行物> CALE NEWS（和文、年3～4回発行） CALE UPDATES（英文、隔月発行） CALE 叢書（和文、不定期） CALE Annual Report（2002年度より発行予定） <ホームページ> http://cale.nomolog.nagoya-u.ac.jp |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------------|--|
| ふりがな 機 関 名 称 | ざいだんほうじんにほんこくさいきょうりょくせんたーちゅうぶししょ 財 団 法 人 日 本 国 際 協 力 セ ン タ ー 中 部 支 所 |
| 英 文 名 称 | Japan International Cooperation Center, Chubu Branch Office |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 公益法人 |
| 管 轄 官 庁 | 外務省 |
| 設 立 経 緯 | 国際協力事業団の支援組織として、国際協力の推進に貢献することを目的に昭和52年3月に設立。 |
| 業 務 概 要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発途上国からの研修員（技術者や行政担当者等）受入関連事業 ・ 青年招へいプログラムの実施 ・ 広報セミナーの運営 ・ 国際協力に関する要員の派遣 等 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | |
| 主 な 支 援 対 象 国 | |
| 定 期 刊 行 物, URLアドレス名等 | JICE NEWS URL : http://www.jice.org |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------------|--|
| ふりがな 機 関 名 称 | にほんしほうしょしかいれんごうかい 日本司法書士会連合会 |
| 英 文 名 称 | The Japan Federation of Shiho-Shoshi Lawyer's Association |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 司法書士法第十七条による法人 |
| 管 轄 官 庁 | 法務省 |
| 設 立 経 緯 | 昭和2年11月創立 昭和42年司法書士法一部改正 (日本司法書士会連合会へ改称・法人格取得) |
| 業 務 概 要 | 司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導・連絡に関する事務、司法書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | モンゴル国が平成15年5月から土地の私有化を実施することに伴い、平成14年5月と8月、それぞれ2週間程度、不動産担保及び登記制度の整備に関して、モンゴル国の中央銀行、法務内務省、大学などとセミナーや意見交換などを行った。 |
| 主 な 支 援 対 象 国 | モンゴル |
| 定 期 刊 行 物, URLアドレス名等 | 月報「司法書士」 http://www.shiho-shoshi.or.jp/ |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------------|--|
| ふりがな 機 関 名 称 | にほんせいさくとうしぎんこう 日本政策投資銀行 |
| 英 文 名 称 | Development Bank of Japan |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 政府機関 |
| 管 轄 官 庁 | 財務省 |
| 設 立 経 緯 | 国際協力活動については、旧日本開発銀行にて昭和42年よりアジア諸国向けに開始し、平成5年に専任担当部署を設置。平成11年の日本政策投資銀行設立に伴い国際協力部発足、現在に至る。 |
| 業 務 概 要 | 研修（国内・海外）、ワークショップ、調査研究 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内研修：市場体制移行国研修（アジア移行国開発金融機関等向け）、開発金融研修（ASEAN 諸国開発金融機関等向け） ・海外研修（ODA）：カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム ・ワークショップ：世銀環境セミナー、世銀 PFI セミナー、米州開銀企業行動セミナー、中国開銀幹部級会議 等 ・調査研究：世銀 PFI 国際比較調査、ミャンマー経済構造調整政策支援調査（ODA）、米州開銀品質管理サークル等調査、ベトナム政策金融調査（ODA）等 |
| 主 な 支 援 対 象 国 | 中国, 東南アジア市場体制移行国(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) テーマ：政策金融, 環境, インフラ, 中小企業支援等 |
| 定 期 刊 行 物, URLアドレス名等 | DBJ Dispatch http://www.dbj.go.jp |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---|--|
| ふりがな 機 関 名 称 | にほんべんごしれんごうかい 日本弁護士連合会 |
| 英 文 名 称 | Japan Federation of Bar Associations |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 弁護士法に基づき設置された法人 |
| 管 轄 官 庁 | 無 |
| 設 立 経 緯 | 1949年 9 月に弁護士法に基づき設置された。 |
| 業 務 概 要 | 日弁連は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する源泉であることを標榜し、弁護士名簿を管理し、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的に設立された。本目的を達成するために多数の委員会を設置し、人権擁護や司法制度改革のための活動を行っている。社会のグローバル化に伴い、日弁連の活動も国際化し、特に国際人権、国際司法支援の分野の活動が活発になってきている。1997年 7 月に国連 NGO 協議資格を取得する。 |
| 平成 14 年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | JICA 開発パートナー事業「カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト」として、今後 3 年間で、弁護士養成校、法律扶助制度、セミナーの実施、ジェンダー問題について実施する予定。 |
| 主 な 支 援 対 象 国 | カンボディア、ヴェトナム、ラオス等 |
| 定 期 刊 行 物, URL ア ド レ ス 名 等 | 日弁連新聞、自由と正義 http://www.nichibenren.or.jp |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------------|--|
| ふりがな 機 関 名 称 | にほんぼうえきしんこうかい あじあけいざいけんきゅうじょ 日本貿易振興会／アジア経済研究所 |
| 英 文 名 称 | Institute of Developing Economies Japan External Trade Organization |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 公益法人（特殊法人） |
| 管 轄 官 庁 | 経済産業省 |
| 設 立 経 緯 | 1960年通商産業省（現経済産業省）所管の特殊法人として設立され、以来、開発途上国・地域の経済、政治、社会の諸問題について、基礎的、総合的研究を実施。アジア、中東、アフリカ、ラテンアメリカ、オセアニア、東欧諸国などすべての開発途上国・地域を対象に、現地主義、実証主義に基づく調査研究を実施。さらに、関連の資料・情報の収集及び提供、調査研究成果の普及活動を展開し、国内外の研究者、研究機関との共同研究交流を実施するとともに、開発途上国・地域の経済社会開発に係わる人材の育成にも貢献。1998年に日本貿易振興会と統合し、千葉県幕張新都心に移転。 |
| 業 務 概 要 | 調査研究活動として、開発途上国・地域を中心に毎年40-50の研究テーマを設定して、共同研究会方式により、基礎的、総合的な調査研究を実施。地域研究、開発研究、経済協力研究、流動研究の4領域の調査研究を行う。さらに、資料情報活動、成果普及活動、IDEAS 開発クール及び海外・国内との研究交流を実施する。 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | 特に、法制研究事業との関連で「アジアの経済協力と法制度」研究事業（平成12～14年度の3か年事業） |
| 主 な 支 援 対 象 国 | 中国、タイ、インドネシア |
| 定 期 刊 行 物、 URLアドレス名等 | アジア経済、ワールドトレンド、Developing Economies、研究双書、経済協力シリーズほか |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------------|---|
| ふりがな 機 関 名 称 | にほんろーえいしあゆうこうきょうかい 日本ローエイシア友好協会 |
| 英 文 名 称 | THE FRIENDS OF LAWASIA ASSOCIATION IN JAPAN |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | |
| 管 轄 官 庁 | 無 |
| 設 立 経 緯 | アジア・太平洋地域（ESCAP 地域）の法律家及び法律関係者の相互の理解・協力を深め、法を通して同地域の進歩・向上に貢献しようとするローエイシアの活動を日本において推進する。 |
| 業 務 概 要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ローエイシアの諸事業への参加・協力 ・ 日本の会員に対する日本語によるアジアの法律情報の提供 ・ ビジネス法部会，家族法部会等，部会活動 ・ 日本語ニューズレターの発行 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | 該当なし |
| 主 な 支 援 対 象 国 | 該当なし |
| 定 期 刊 行 物， URLアドレス名等 | 「ローエイシア・ニューズレター」 |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------------|--|
| ふりがな 機 関 名 称 | かぶしきがいしゃ そうごうけんきゅうじよ 株 式 会 社 UFJ 総 合 研 究 所 |
| 英 文 名 称 | UFJ Institute Ltd. |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 民間総合研究所 |
| 管 轄 官 庁 | 無 |
| 設 立 経 緯 | UFJ 総合研究所は、2002年4月に三和総合研究所と東海総合研究所が合併して新たにスタートしたUFJグループ傘下のシンクタンクである。 |
| 業 務 概 要 | UFJ 総合研究所は総合シンクタンクとして、研究開発本部、経営戦略本部、金融本部、国際本部、調査本部、経営情報開発本部によって構成されており、国内外における様々な分野において調査・研究及びコンサルティング業務を行っている。途上国における制度整備支援は国際本部内の政策研究部研究員が担っている。政策研究部は主に日本政府及び自治体の政策策定、法制度研究、政策評価を行っており、その実績を国際支援に生かすことが求められたことによって、途上国の法制度整備関連支援に携わるようになった。 |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | JICA「市場強化のための制度整備協力に係る調査研究」 JICA「ミャンマー国経済構造調整政策支援・市場経済法調査分析」 JICA「効果的なガバナンス支援枠組の検討に係る調査研究」 経済産業省「WTO加盟後の中国法制度整備及び施行に係る調査研究」 その他、行政能力評価、行政官育成に関する調査研究多数 |
| 主 な 支 援 対 象 国 | 東南アジア諸国 インドシナ半島諸国 中国 アフリカ諸国 |
| 定 期 刊 行 物, URLアドレス名等 | UFJ 総合研究所レポート URL : http://www.ufji.co.jp |

法整備支援関係機関調査票

| | |
|---------------------------------------|---|
| ふりがな 機 関 名 称 | わせだいがく ひかくほうけんきゅうしょ 早稲田大学 比較法研究所 |
| 英 文 名 称 | Institute of Comparative Law, Waseda University |
| 機 関 ・ 団 体 種 別 | 大学 |
| 管 轄 官 庁 | 文部科学省 |
| 設 立 経 緯 | 当研究所は、日本及び諸外国の法制の比較研究を通じて、我が国の法制度と法学の研究・教育に寄与するとともに、世界の法学の発展に貢献することを目的として、1958（昭和33）年4月に設立された。 |
| 業 務 概 要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同研究の実施（平成14年度7研究会） ・ 公開講演会の開催（年間25回程度） ・ 定期刊行物の発行 ・ 協定校との学術交流活動の実施（中国社会科学院, 清華大学, デューク大学, メルボルン大学, マックスプランク外国・国際刑法研究所） ・ 外国人研究者, 実務家の受入 ・ 法律文献情報センターの運営（外国の法制関係資料の収集整備） |
| 平成14年度内 研 修 ・ 研 究 プ ロ ジ ェ ク ト 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「比較法研究の新段階－法の継受と移植の理論－」に関する連続公開講演会の開催 ・ 日本法のアイデンティティに関する総合的・比較法的研究－源流の法とグローバル化の法－ |
| 主 な 支 援 対 象 国 | |
| 定 期 刊 行 物, URLアドレス名等 | <p>「比較法学」（年2冊）</p> <p>「Waseda Bulletin of Comparative Law」（年1冊）</p> <p>「Waseda Proceedings of Comparative Law」（年1冊）</p> <p>「早稲田大学比較法研究所叢書」（年1冊）</p> <p>URL http://www.waseda.ac.jp/hiken/index-j.html</p> |